

令和5年度ベースボール・ラボ運営支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、民間企業等が主体となって実施する「ベースボール・ラボ（野球能力測定会）」（以下「ベースボール・ラボ」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で令和5年度ベースボール・ラボ運営支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、更なる野球競技力の向上を図る。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助限度額)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内でベースボール・ラボを交付決定日から令和6年3月31日まで、週2回程度実施するものとし、補助事業の種類、補助対象事業の内容、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象事業の種類	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助限度額
測定機保守管理	測定資機材の保守管理	別表に定める経費	300万円
データ分析管理	取得データの分析管理		
測定環境整備	測定会場施設使用		

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を実施する民間企業等で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 愛・野球博事業で実施したベースボール・ラボと同レベル以上の測定ができる業者であること。
- (2) データを分析し適切にフィードバックするための専門知識を有する業者であること。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは令和5年度ベースボール・ラボ運営支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業予算書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 前項の規定のほか、補助事業者は、補助対象事業から得られる収入がある場合は、補助対象経費からこれを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る収入額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ令和5年度ベースボール・ラボ運営支援事業変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更(ただし、補助対象事業の目的達成に影響がない軽微な変更を除く。)
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20パーセントを超える変更

(補助対象事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和5年度ベースボール・ラボ運営支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業完了後、補助対象事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、令和5年度ベースボール・ラボ運営支援事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7号)
- (2) 事業決算書(様式第8号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、その額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該仕入れに係る消費税等相当額(仕入れに係る消費税等相当額として既に減額した額がある場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。
- 4 前2項の規定のほか、補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助対象事業から得られた収入がある場合は、これを補助対象経費から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助

事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、令和5年度ベースボール・ラボ運営支援事業費補助金精算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 知事は、前条に規定する精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助対象事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、令和5年度ベースボール・ラボ運営支援事業費補助金概算払請求書（様式第11号）に、概算払を必要とする理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（財産の管理）

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ令和5年度ベースボール・ラボ運営支援事業取得財産処分承認申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない（内閣総理大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用をはからなければならない。

（関係書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別 表

補 助 対 象 経 費

区分	経費の内容
需用費	燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等
役務費	通信運搬費等
委託料	外部への委託に要する経費
使用料及び賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料等
備品購入費	設備・機械・備品の購入費等
その他の経費	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

ただし、下記の条件を付すものとする。

- 1 事業実施のために直接必要となる最小限の経費を補助対象とし、補助金の申請手続きに必要な資料作成等に係る経費は補助の対象にならない。
- 2 領収書がない等、使途が不明なものについては、補助の対象にならない。
- 3 実績報告までに支払い済みでない経費は対象とならない。